

近年、地域振興、地域活性化を進める公民連携(P P)組織団体として、従来からの公民共同出資により設立された、いわゆる第三セクターのほかに、N P O(特定非営利活動法人)、P F I(民間資金等を活用した社会資本整備)など、多種多様な組織団体が活躍し、注目されている。

周知の通り、夕張市の財政破たんを契機として立法された「地方公共団体の財政健全化」のポイントは、①健全化判断比率の公表など②財政の早期健全化③財政の再生④公営企業の経営の健全化―に集約される。

第三者組織で多角的議論を



東北公益文科大学
大学院 出井信夫教授

平成22年12月24日に発表された総務省の報道資料によれば、同年3月末現在の第三セクター等は、全国で8618法人あり、前年に比べ111法人減少している。法人総数は平成12年調

揚げが23件となっている。その理由をみると、廃止の場合は「すでに事業の目的を達成しているため」、統合の場合は「類似の業務を行う第三セクターであるため」、出資引き揚げの場

が多いことは、近年、新たな制度が導入された環境変化によるものと推察される。酒田市には市が25%以上出資出捐した会社法人は6社、特例民法法人は3法人ある。一方、鶴岡市には

市が25%以上出資出捐した会社法人は8社、特例民法法人は6法人ある。

酒田市および鶴岡市では現在行財政改革が進行中である。両市とも、

合は「経営上、公的関与の必要性がなくなったため」が最も多くなっている。

なお、廃止の理由に「経営状況が低調で、改善が困難であるため」「指定管理者制度の活用により、業務が失われたため」「その他」

一般会計に係る業務範囲に加え、「健全化法」の対象である「第三セクター等の外郭団体」について、健全経営を図り、最小の経費で最大の効果を上げるよう、専門家を含めた第三者組織・

委員会による多角的な観点からの議論が必要である。

このうち公益法人への移行を目指す財団法人・社団法人については、平成25年11月末までに「山形県公益認定等審議会」の認定、許可が必要となる。残された時間は多くはないことを再認識する必要がある。これからの議論の方向についても注視したい。

▼著者略歴 中央大学大学院経済学研究科修士課程修了。(株)地域計画研究所専務取締役・研究所長、新潟産業大学大学院経済学研究科・人文学部教授を歴任。第三セクター研究学会会長。山形県公益認定等審議会委員。

査時の1万135法人をピークに、近年は漸次減少傾向にある。

第三セクター等の統廃合等の状況を見ると、平成21年度中の廃止163件、統合が23件(統合前50法人、統合後23法人)、出資引き